

社会福祉法人おかげさま役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成30年1月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人おかげさま（以下「本法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事、監事及び評議員並びに各種委員会委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務のため会議等に出席したときは、別表に定める額をそれぞれ費用弁償として支給する。

2 役員等がその職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規程により支給する旅費の額及びその支給方法については、本法人職員の旅費に関する規程による。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成30年1月15日から施行する。

別表 費用弁償

区 分	費用弁償の額
役員等	3, 0 0 0 円